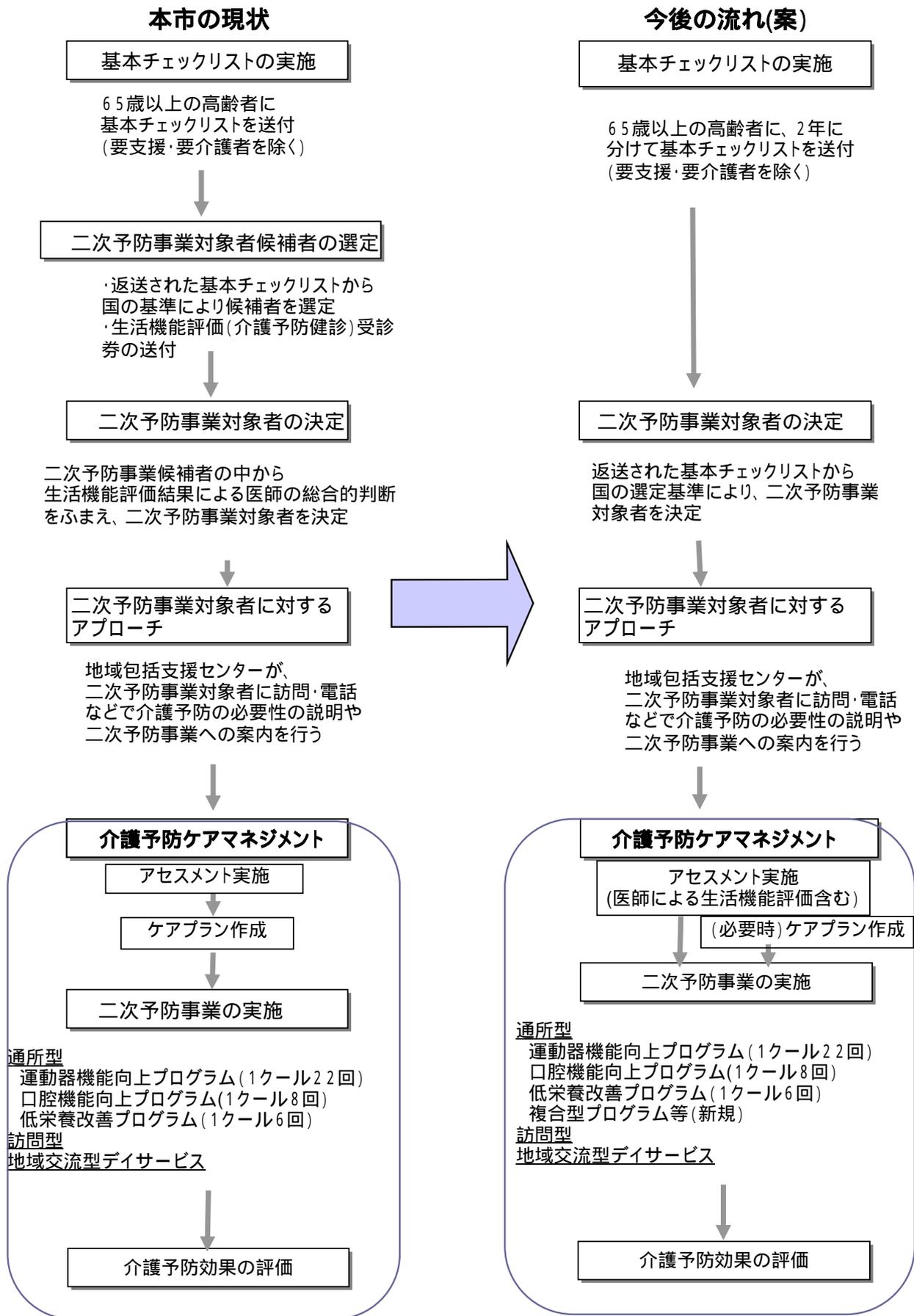


二次予防事業の流れ



通所型
運動器機能向上プログラム(1クール22回)
口腔機能向上プログラム(1クール8回)
低栄養改善プログラム(1クール6回)

訪問型
地域交流型デイサービス

通所型
運動器機能向上プログラム(1クール22回)
口腔機能向上プログラム(1クール8回)
低栄養改善プログラム(1クール6回)
複合型プログラム等(新規)

訪問型
地域交流型デイサービス

H22.8.6 地域支援事業実施要綱改正

要綱改正への課題

ハイリスク者の把握が不十分
健診による把握に要する費用負担大
ケアプランに係る業務負担大
魅力あるプログラムの不足
特定高齢者(二次予防事業)への参加率が低い

1 二次予防対象者の把握

二次予防対象者に関する情報の収集に努めるものとする。

情報収集は、できる限り把握事業の全対象者について行うことが望ましい。

(a) 基本チェックリストの配布・回収

把握事業の全対象者に郵送等により配布・回収する。この場合、例えば3年間に分けて全対象者に配布する等、地域の実情に応じた方法とすることも考えられる。

2 二次予防事業対象者の決定

基本チェックリストにおいて、ハイリスク者を二次予防事業対象者とする。

3 運動プログラムに参加する場合の医師の判断

心臓疾患、骨折等の傷病を有している者については、運動器の関連のプログラムの実施により、病状悪化のおそれがあることから、プログラム参加の適否について医師の判断を求めること。

- ・この3ヶ月間で1週間以上入院
- ・かかりつけ医師等から「運動を含む日常生活を制限」されている
(重い高血圧・脳卒中・心臓病・糖尿病など)